

平成31年第2回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 平成31年2月25日（月）午前10時00分

2 閉 会 日 時 平成31年2月25日（月）午前10時20分

3 場 所 小国町健康管理センター 風のホール

4 出席した委員	1 番 大 谷 健 人	5 番 安 部 茂
	2 番 小 嶋 剛	6 番 伊 藤 実 千 昌
	3 番 舟 山 秋 子	7 番 横 山 信 一
	4 番 川 崎 吉 巳	

5 出席した職員

事 務 局 長	齋 藤 勉
事務局次長	渡 辺 久 光
農地調整係長	舟 山 友 樹
書 記	舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について
(賃貸借権設定)

議第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議第 5 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

報第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので本日の会議は成立いたします。

ただいまから平成31年第2回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。

それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。

議第3号番号1について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

1番委員 議第3号に関して調査をしてまいりました。まず、■■■■の代理の係というか、担当の方で■■■■さんという方に砂利採取の場所、面積などの確認を行いました。また、電話で土地の持ち主である方に確認を取ったのですが、■■■■さんは代理で■■■■さん、■■■■さんは本人に、■■■■さんは■■■■さんという代理の方と電話で土地の面積、場所、砂利採取を■■■■さんのほうがするというを確認し、皆さん間違いないということでした。また、近くの土地も以前に砂利採取したということで、周りの農地に対する影響もないという風に判断してきました。今回の転用の許可申請について、問題はないかなと思い判断しました。以上です。

議 長 質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第3号番号1について申請どおり許可妥当の意見を附して県に進達することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第 3 号番号 1 について、申請どおり許可妥当の意見を付して、県に進達することにいたします。

議 長 次に議第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」と、議第 5 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は関連がありますので一括上程いたします。はじめに議第 4 号及び議第 5 号につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、農業委員会会議規則第 10 条の規定により、■番委員に退席を求めます。

(■番委員退席)

議 長 それでは、議第 4 号及び議第 5 号について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 それでは、審議のためここで暫時休憩といたします。再開は 10 時 15 分とします。

(休憩)

議 長 それでは再開いたします。議第 4 号及び議第 5 号について、質問、ご意見等ございましたら発言をお願いいたします。ございませんか。
ないようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。

初めに議第 4 号の議決に入ります。議第 4 号について、原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第 4 号について、原案のとおり決定することといたします。

続いて、議第 5 号の議決に入ります。議第 5 号について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することに異議ない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第 5 号について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することといたします。

(■番委員入場、着席)

議 長 ■番委員に報告いたします。議第 1 号、議題 2 号について、原案のとおり承認する旨の意見を付して回答することに決定されました。

議 長 それでは、報第 1 号「農地法第 18 条 6 項の規定による通知について」を上程いたします。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 次に、その他「農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第 1 回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は大変ご苦勞様でした。

(午前 1 0 時 2 0 分)